

○厚生労働省告示第四百十六号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月十五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

別表 1		
薬剤		番号
(略)		
15	エゾコリタマゴ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに係るものに限る。））	2002、2003、2016及び 2017
	エゾコリタマゴ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年2月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更に ついて承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び 2017
(略)		
85	アデゾリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年2月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更に ついて承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1335、1336、1341及び 1342
86	イサツキシマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年2月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更に ついて承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2045
87	レナリドミド水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年2月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更に ついて承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2045
88	タルラタマゴ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	493

別表 1		
薬剤		番号
(略)		
15	エゾコリタマゴ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。））	2002、2003、2016及び 2017
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

附 則

この告示は、令和七年四月十六日から適用する。